



# 一関市議会要覧

令和6年度



岩手県一関市議会

# I 市のすがた

## 1 地勢

一関市は、岩手県の南端に位置し、南と東は宮城県、西は秋田県と接しています。特に宮城県北地域との結びつきは強く、北上川を介しての交流も古くから行われてきました。

首都圏からの距離は約 450 キロメートル、新幹線を利用しての日帰り交流圏に入ります。

東北地方のほぼ中央に位置し、盛岡と仙台の中間地点にあります。

高速道路と新幹線の高速交通網も備わり、立地的には恵まれた条件にあります。

市の面積は、1,256.42 平方キロメートルで、県内二番目の規模となっています。

東西は約 63 キロメートル、南北は約 46 キロメートルの広がりがあります。



## 2 自然

一関市は、四季折々に多彩な表情を示すめぐみ豊かな自然に包まれています。その中で象徴となっているのは、市の西方、奥羽山脈にそびえる栗駒山と、市の東方、緩やかな丘陵地が広がる北上高地の独立峰となっている室根山などの山々です。栗駒山の周囲には深い森が広がり、湯量豊富な須川温泉を初め多くの温泉に恵まれています。北上高地は隆起準平原地形で、なだらかな高原には牧場が各所に開かれています。

また、平泉の歴史とのかかわりが深い東稻山も特徴的な山容を見せています。

北上平野の南端部にあたる市の中央部には、東北一の大河北上川がゆるやかに流れています。北上川の支流には、西から磐井川、金流川、東から砂鉄川、千厩川、黄海川などが注ぎ込み、流域に水のめぐみをもたらしています。磐井川の中流域には溪谷美を誇る巖美溪、砂鉄川には石灰岩地帯を深く刻み込んだ猊鼻溪があり、多くの観光客が訪れる名所となっています。

豊かで清らかな水の流れに育まれた地域ですが、一方ではたびたび水害に見舞われております。広い川幅の流れを下る北上川であります。下流域が狭窄部となっているため大雨が降るたびに洪水となり、その影響は支流部にまで及びます。現在は、北上川遊水地事業や河川改修が進められ、水による被害は大きく軽減するものと期待されています。

また、色とりどりの花が地域を美しく飾り、人々の心を和ませます。桜やなの花、フジ、ツツジなどが咲き誇るほか、花と泉の公園やみちのくあじさい園では多くの人々に安らぎを与えています。

三陸気仙沼の豊穡な海の恵みを支えてきた大川の源流部となっている室根町の矢越山では「森は海の恋人」を合い言葉にした植林活動が続けられ、山と海をつないだ環境保全活動として全国のモデルになっています。

## 3 気候

一関市の気候は、気温の日較差、年較差が比較的大きく、内陸型の特徴を示しておりますが、岩手県内では比較的温暖な地域となっています。

市の西方、奥羽山系沿いは高標高地帯で日本海側の気候の影響を受け、降水量も多く、冬期間は雪に覆われます。市の中央から東方にかけては、太平洋側の気候に属しており、冬期間も晴れやすい地域となっています。

#### 4 歴史・沿革

一関市の歴史は古く、旧石器時代から人が住み始めた形跡が見られ、縄文時代や弥生時代の遺跡も各地にあります。平安時代には、安部氏、藤原氏が独自の文化を築き上げ、その後葛西氏、伊達氏、田村氏の治世下に置かれました。

明治の近代化以降の地域の成り立ちは、明治の廃藩置県によって胆沢県、一関県、水沢県、磐井県と変遷し、明治9年に岩手県に編入されました。戦後まもなくまでは、36の町村に分かれていました。

昭和23年から33年にかけてのいわゆる昭和の大合併によって、合併前の8市町村となりました。

このように、市町村の区域はその時代の移り変わりに対応して、変遷をたどってきました。

平成17年9月20日には、一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩町、同郡東山町、同郡室根村、同郡川崎村の1市4町2村が新設合併、平成23年9月26日に東磐井郡藤沢町と合併し、新たな一関市が誕生しました。

市では、将来像である「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」の実現に向け、確かな歩みを進めているところです。

## 5 市の人口等

		令和6年4月1日現在	平成23年9月26日（合併時）
人 口	合 計	106,615 人	128,612 人
	男	52,004 人	62,297 人
	女	54,611 人	66,315 人
世 帯 数		46,302 世帯	45,542 世帯
面 積		1,256.42 k m <sup>2</sup>	
人口密度		84.9 人/k m <sup>2</sup>	102.36/k m <sup>2</sup>

※ 海 抜 30メートル（市役所）

## 6 産業（大分類）別就業人口

（令和2年国勢調査）

区 分		就 業 者 数 （単位：人・%）		
第1次	農 業	6,543 (11.8)	6,785 人 (12.1)	56,355 人 (100.0)
	林 業	222 (0.4)		
	漁 業	20 (0.0)		
第2次	鉱 業	68 (0.1)	16,571 人 (29.4)	
	建設業	5,030 (9.1)		
	製造業	11,473 (20.7)		
第3次	電気・ガス・水道業	168 (0.3)	32,136 人 (57.0)	
	情報通信業	310 (0.6)		
	運輸・郵便業	2,625 (4.7)		
	卸売・小売業	7,254 (13.1)		
	金融・保険業	811 (1.5)		
	不動産業	464 (0.8)		
	サービス業	18,804 (33.8)		
公 務	1,700 (3.1)			

※分類不能 865 人 (1.5%)

## 7 令和6年度予算

### ① 各会計予算

(単位：千円)

会 計 名		令和6年度当初予算
一般会計		67,876,079
特別会計	国民健康保険特別会計	12,197,262
	後期高齢者医療特別会計	1,604,528
	都市施設等管理特別会計	116,006
	工業団地整備事業特別会計	418,324
	市営バス事業特別会計	219,462
	浄化槽事業特別会計	63,408
水道事業会計		7,086,690
工業用水道事業会計		48,970
下水道事業特別会計		5,522,637
病院事業会計		2,521,000
合 計		97,674,366

② 一般会計予算款別一覧

(単位：千円・%)

歳 入			歳 出		
科 目	予算額	構成比	科 目	予算額	構成比
1 市税	12,231,995	18.0	1 議会費	319,458	0.5
2 地方譲与税	1,183,759	1.7	2 総務費	11,638,717	17.1
3 利子割交付金	2,706	0.0	3 民生費	19,744,798	29.1
4 配当割交付金	26,522	0.0	4 衛生費	6,219,004	9.2
5 株式等譲渡所得割交付金	20,038	0.0	5 労働費	213,659	0.3
6 法人事業税交付金	170,140	0.3	6 農林水産業費	5,631,793	8.3
7 地方消費税交付金	3,034,210	4.5	7 商工費	2,214,283	3.3
8 ゴルフ場利用税交付金	10,687	0.0	8 土木費	5,801,481	8.5
9 環境性能割交付金	57,431	0.1	9 消防費	2,665,105	3.9
10 地方特例交付金	549,196	0.8	10 教育費	4,591,184	6.8
11 地方交付税	24,557,032	36.2	11 災害復旧費	2	0.0
12 交通安全対策特別交付金	12,069	0.0	12 公債費	8,786,526	12.9
13 分担金及び負担金	230,523	0.4	13 諸支出金	69	0.0
14 使用料及び手数料	324,254	0.5	14 予備費	50,000	0.1
15 国庫支出金	6,651,154	9.8			
16 県支出金	5,605,737	8.3			
17 財産収入	607,393	0.9			
18 寄附金	1,502,000	2.2			
19 繰入金	4,833,422	7.1			
20 繰越金	1	0.0			
21 諸収入	1,038,669	1.5			
22 市債	5,227,141	7.7			
合 計	67,876,079	100.0	合 計	67,876,079	100.0

## II 議会構成（令和6年4月1日現在）

### 1 議員定数

定数	議員定数条例適用年月日	備考
26人	令和3年9月26日	

### 2 常任委員会の名称、定数および所管事務

委員会名称	定数	所管事務
総務常任委員会	9人	市長公室、総務部及び会計課、まちづくり推進部、消防本部の所管に関する事項 他の委員会の所管に属しない事項
産業建設常任委員会	8人	商工労働部、農林部、建設部、上下水道部、農業委員会の所管に関する事項
教育民生常任委員会	9人	市民環境部、健康こども部、福祉部、教育委員会、藤沢病院の所管に関する事務
広聴広報委員会	9人	議会の広聴活動、広報活動に関する事項

### 3 議会運営委員会

委員会名称	定数	所管事務
議会運営委員会	12人以内*	地方自治法第109条第3項に規定する事項

\*現在の委員数は6人。委員選出根拠会派所属議員2～5人：1人 6人以上：2人

### 4 特別委員会の所管事務

委員会名称	定数	所管事務
治水対策特別委員会	11人	北上川上流改修一関遊水地事業及び関連事業及び北上川支流等の治水対策に関する調査
NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡地を含む一ノ関駅周辺整備調査特別委員会	26人 (全員)	NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡地を含む一ノ関駅周辺整備による市民生活及び地域経済への影響と対策等に関する調査
農地現状変更等に関する調査特別委員会	26人 (全員)	農地の現状変更等並びに関係交付金等に関する調査



## 5 年齢別構成（令和6年4月1日時点）

年 齢	35歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 80歳未満	80歳以上	平均年齢
人 員	0	2	2	11	10	0	65.9歳

## 6 党籍別構成

党 籍	日本共産党	公明党	無所属
人 員	4	2	19

## 7 会派別構成

会派名	清和会	日本共産党 一関市議団	一関市議会 公明党	輝郷会	一関みらい	会派に所属し ていない議員
人 員	8	4	2	4	5	2

## 8 議員報酬

区 分	金 額	改定年月日
議 長	499,000円	令和6年4月1日
副議長	440,000円	令和6年4月1日
議 員	410,000円	令和6年4月1日

※参考 特別職の給与

区 分	金 額	改定年月日
市 長	864,000円	平成22年1月1日
副市長	698,000円	平成22年1月1日
教育長	617,000円	平成22年1月1日
代表監査委員（識見） 監査委員（識見）	220,000円 160,000円	平成17年9月20日
監査委員（議選）	63,600円	平成17年9月20日

## 9 視察旅費

常任委員会 (1人あたり) 120,000円  
議会運営委員会 (1人あたり) 60,000円

## 10 政務活動費交付金

1人あたり月額 15,000円 (年額 180,000円)

## 11 議会事務局

定数 8人以内 (現員数7人)  
機構

局長 次長

}	庶務係 2人 (運転技士含)
	議事係 2人
	調査係 1人

## 12 議会活動状況 (令和5年1月~令和5年12月)

### ① 本会議

区分	会議期間	本会議日数	一般質問者数
第101回招集会議 (1月)	1	1	—
第102回通常会議 (2月)	24	5	19*
第103回臨時会議 (5月)	1	1	—
第104回通常会議 (6月)	11	5	16
第105回通常会議 (9月)	24	5	14
第106回臨時会議 (11月)	1	1	—
第107回通常会議 (12月)	11	5	18
計	73	23	67

\*代表質問者数を含む

② 常任委員会

名 称	開催日数		
	会議	行政視察	計
総 務	14	4	18
産業建設	15	5	20
教育民生	19	3	22
広聴広報	19		19
計	67	12	79

\* 会議（委員会）と行政視察は同日に行っている場合あり。

③ 議会運営委員会

開催日数		
会議	行政視察	計
27	2	29

④ 特別委員会（幹事会、小委員会を除く。）

名 称	開催日数
治水対策特別委員会	2
NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡地を含む一ノ関駅周辺整備調査特別委員会	3
予算審査特別委員会（委員：25人）	6
決算審査特別委員会（委員：24人）	6

\* 幹事会、小委員会は除く。

⑤ 諸会議

名 称	開催日数
議員全員協議会 (全議員)	6
会派代表者等会議 (7 人)	7
市政調査会 (全議員)	2
議員政治倫理審査会 (7 人)	—
議員厚生会 (全議員)	1

⑥ 議案審議結果 (原案可決に承認・同意・認定・選挙結果を含む)

市長提案					議員提案						
区 分	条 例	32	議 決 結 果	可決認定 同意等	140	区 分	条 例	1	議 決 結 果	可決承認	7
	予 算	31		修正可決			規 則	1		修正可決	
	決 算	12		否 決			決 議	1		否 決	
	専決処分 180条除く			継続審議			意 見 書	4		継続審議	
	そ の 他	74		審議未了			そ の 他	1		審議未了	
				そ の 他	9					そ の 他	1

⑦ 請願審査結果 (採択にみなし採択を含む)

区 分	採 択	一部採択・ 一部不採択	不採択	取下げ	審議未了	継続審査	計
請 願	1		1				2

\*陳情 (配付のみ) 3 件

⑧ 行政視察受入

視察団体数	30 団体	視察人数	227 人
-------	-------	------	-------

⑨ 傍聴

傍聴者数	本会議	委員会等	計
	199人	8人	207人

13 議会刊行物

① 会議録

発行回数 5回（令和5年1月～令和5年12月実績）  
 配付先 議員、国立国会図書館、県立図書館  
 予算額 5,894千円（令和6年度・印刷料および反訳料）  
 様式 A4判

② 議会だより

発行回数 4回（通常会議ごと）  
 印刷部数 1回 47,000部  
 配付先 市内全世帯（行政区長に送付後、各戸に配付）  
 議員、各課、近隣市町村ほか  
 予算額 8,871千円（令和6年度）  
 様式 A4判

### Ⅲ 議会運営

#### 1 議会

##### (1) 通年議会の導入

令和3年1月から通年議会を導入

- ① 年4回開催した定例会を2月通常会議、6月通常会議、9月通常会議、12月通常会議とする。
- ② 定例会を招集するために開く会議を招集会議とする。
- ③ 定例会中、臨時に開く会議を臨時会議とする。

##### (2) 会期（会議期間）の内定

会期は、議会運営委員会において議会運営日程と併せ、議長諮問として協議の上内定する。

##### (3) 一般質問通告事前通告制

質問者数報告書（各会派等から通常会議初日の14日前） → 一般質問通告締切（通常会議初日の12日前の正午） → 議会運営委員会（通常会議初日の7日前） → 一般質問検討会（当局）

##### (4) 通常会議の日程

初日 → 一般質問（個人質問3日間、2月通常会議は代表質問1日と個人質問2日間） → 特別委員会審査（4日間）（特別委員会審査は、2月・9月通常会議のみ） → 最終日

##### (5) 本会議

① 会議時間 午前10時から午後4時まで

② 説明員の出席範囲

市長、（副市長、各部長、会計管理者、支所長、消防長）、教育長、（教育次長）、代表  
監査委員、（監査委員事務局長）、農業委員会会長、（農業委員会事務局長）、選挙管理委  
員会委員長、（選挙管理委員会事務局長）、病院事業事務局長  
ただし、提出議案や答弁に関係のない部長等は出席しない場合がある。

③ 議案説明（初日）の方法

###### 【2月通常会議】

- ・ 請願審査報告
- ・ 報告案件、承認案件説明（副市長）
- ・ 先議案説明（副市長）及び審議
- ・ 施政方針表明（市長）
- ・ 教育行政方針の表明（教育長）
- ・ 条例案説明（副市長）

- ・ 新年度予算説明（副市長）
- ・ 補正予算、その他の議案について説明（副市長）

#### 【6月、12月通常会議】

- ・ 請願審査報告
- ・ 報告案件、承認案件説明（副市長）
- ・ 先議案説明（副市長）及び審議
- ・ 補正予算案、条例案、その他の議案について説明（副市長）

#### 【9月通常会議】

- ・ 請願審査報告
- ・ 報告案件、承認案件説明（副市長）
- ・ 先議案説明（副市長）及び審議
- ・ 認定案件（一般会計・特別会計・企業会計決算）説明（副市長）、内容説明（会計管理者）
- ・ 補正予算、その他の議案について説明（副市長）

#### ④ 議案の付託方法

- ・ 予算案

当初予算については予算審査特別委員会設置（議長を除く）、付託。（補足説明、総括質疑の後、常任委員会単位の分科会を設置し、所管に係る予算を分割付託）

補正予算については本会議審議。

- ・ 決算

決算審査特別委員会設置（議長及び議会選出監査委員を除く）、付託。（補足説明、総括質疑の後、常任委員会単位の分科会を設置し、所管に係る決算を分割付託）

- ・ 条例

当初予算に関連する条例案については、予算案に同じ。

- ・ その他議案（条例案、人事案件、意見書案及び決議案含む）

本会議審議。

#### ⑤ 表決（採決）の方法

全ての議案について、表決システムにより表決することを例としている。

一括議題とした案件はそれぞれ一括表決することを例としている。ただし、討論通告のある議案は分割して行う。

#### ⑥ 発議（発委）

- ・ 提出要件

案を備え2人以上の賛成者（提出者を含む）とともに連署して議長に提出。また、委員会が議案を提出しようとするときは委員長が議長に提出。

- ・ 提出期限

議会運営委員会の前日の正午。

- ・ 取扱方法

原則として最終日に審議

⑦ 動議

- ・ 一般の動議

他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

- ・ 修正の動議

案を備え、地方自治法第115条の3の規定によるもの以外のものについては1人以上の賛成者（提出者を含む）とともに連署して議長に提出しなければならない。

(6) 請願・陳情及び要望の取扱

① 請願

- ・ 受理

通常会議の7日前に開かれる議会運営委員会の前日の正午まで議長に提出されたものは、会議期間中審査とする。その後に提出されたものは、最終日に所管の常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とする。

- ・ 紹介議員

正副議長及び所管の正副委員長は、原則として請願の紹介議員とならない。

- ・ 付託

議長は文書表（請願書の写し添付）を配付して所管の委員会に付託する。

- ・ 委員長報告

委員長は審査結果を議長に報告する。

- ・ 審議結果

議長名で提出者に審議結果を報告する。

- ・ 処理結果

処理経過及び結果は毎年2月通常会議に報告書を配付する。

② 陳情

その写しを印刷し、議場配付する。

③ 要望

その写しを印刷し、会派内回覧する。

(7) 傍聴

① 本会議

傍聴席において認めている。（固定席60席）

② 委員会

傍聴席を指定して認めている。（席に制限有り）

③ 他の会議

会議に諮り許可。



## 2 発言

### (1) 通告の方法

- ① 通告を要するもの  
一般質問、緊急質問、議案等に対する質疑、議案に対する討論
- ② 通告を要しないもの  
議事進行に関するもの、一身上の弁明

### (2) 質問質疑の方法

#### ① 一般質問（個人質問）

##### ・ 質問方式

一般質問は、一括質問一括答弁方式と、一問一答方式のいずれかを選択して行い、その選択内容は、通告の際に通告書にあらかじめ記載するものとする。

##### 【一括質問一括答弁方式】

1回目の質問にあたっては、登壇して行い、質問する全項目を一括して質問した後、質問席に移動して一括して答弁を受ける。

2回目以降は質問席から一括して質問を行い、各持ち時間内において、再質問は2回までとする。

なお、再質問していない項目は、再々質問では質問できない。

##### 【一問一答方式】

1回目の質問にあたっては、登壇して行い、質問する全項目を一括して質問した後、質問席に移動して一括して答弁を受ける。

2回目以降は項目毎に一問一答により質問する（各議員の持ち時間内において、回数制限はなし）。

ただし、一旦質問の終了した項目を再度質問することはできない。

##### ・ 質問方法

第1回目の質問（質疑を含む）、市長及び行政機関の長の答弁は、登壇して行う。

第2回目以降の質問は質問席で行い、答弁は自席で行う。

##### ・ 質問時間

1通常会議につき議員1人当たり40分の持ち時間とし、会派に所属する議員数に乗じた時間を各通常会議における当該会派の質問可能時間とする。なお、会派の所属議員数に変更があった場合は、質問可能時間数も自動的に変更するものとする。

各通常会議における質問議員人数及び議員ごとの質問時間は、各会派内において調整のうえ決定するものとする。

議員1人当たりの1通常会議における質問時間は60分を超えないものとし、質問通告書に自己の質問時間を記載し申告するものとする。なお、申告時間より早く質問が終了した場合

に、その残余時間を会派内の他の議員の質問時間に加算することはできないものとする。  
また、質問時間は答弁時間を含むものであるので、自己の質問時間以内に当局が答弁できるように配慮し、質問を行うこと。会派に属さない議員にあつては、1通常会議につき、各40分の質問を認めるものとする。

- ・ 質問通告期限

通常会議初日の12日前の正午。

- ・ 質問順位

会派の所属議員の人数が多い順とし、議会運営委員会で決定する。

② 代表質問（会派）

- ・ 2月通常会議のみ会派代表質問を行っている。

（9月通常会議では常任委員会代表質問を今後実施予定）

- ・ 質問方法については概ね一般質問と同様であるが、一問一答方式を選択した場合でも、1項目当たりの再質問は2回までとする。

- ・ 質問時間は、会派人数8人以上60分、5～7人50分、2～4人40分とする。

- ・ 会派内で、代表質問と個人質問が重複しないように事前に調整する。

③ 緊急質問

あらかじめ通告し、議会運営委員会で緊急やむを得ないと認められたもの。関連質問は許可しない。

④ 質疑

質疑及び答弁は自席で行う。

同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。

⑤ 討論

あらかじめ通告し、登壇して行う。

同種（反対・賛成）のものものの討論の順序は通告順による。

⑥ 総括質疑（予算及び決算特別委員会）

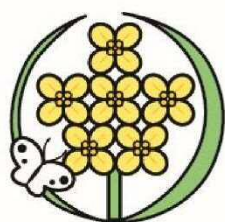
- ・ 質疑者は、原則として事前に通告するものとし、1人当り35分の持ち時間とし、質疑及び答弁は自席で行う。

- ・ 質疑方式は、一括質問一括答弁方式と、一問一答方式のいずれかを選択して行い、その選択内容は、通告の際に通告書にあらかじめ記載するものとする。

(3) 共通事項

関連質問：許可しない。

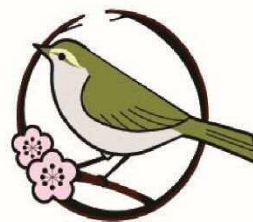
## 一関市の花木鳥



市の花  
なのはな



市の木  
ぶな



市の鳥  
うぐいす

## 一関市民憲章

わたくしたちは ゆたかな自然と悠久の歴史に育まれた いわいの里に誇りをもち  
心あわせて活力ある一関をつくるため この憲章を定めます

- 一 教養を高め 誇れる文化を育てます
- 一 健康で働き 豊かな郷土を築きます
- 一 自然を愛し 美しい環境を守ります
- 一 思いやりと協力で 安全な暮らしをつくります
- 一 地域が結び合い 輝く一関を目指します

### 【姉妹都市】

- ・福島県三春町 (S62. 8. 8 旧一関市と締結)
- ・和歌山県田辺市 (H30. 10. 26 一関市と締結)

### 【国際姉妹都市】

- ・オーストラリア・セントラルハイランズ市 (H23. 11. 19 一関市と締結)

### 【友好都市】

- ・宮城県気仙沼市 (H9. 5. 1 旧一関市と締結、H15. 5. 8 旧室根村と締結)
- ・埼玉県吉川市 (H9. 4. 15 旧室根村と締結)
- ・和歌山県新宮市 (R3. 7. 21 一関市と締結)

発行 令和6年4月1日  
岩手県一関市議会事務局

〒021-8501

岩手県一関市竹山町7番2号

Tel 0191-21-8604

Fax 0191-26-5556